

青森県報

第三千六十八号

平成二十一年
四月六日
(月曜日)

目次

告 示

道路の区域の変更……………(道路課)…一
道路の供用の開始……………(同)…一

公 告

主要農作物奨励品種の指定……………(農林水産課)…二
主要農作物奨励品種の指定の取消し……………(同)…三

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課)…三

建設業者の許可の取消し……………(三八地域)…三

告 示

青森県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年五月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	国 道	三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一まで	一八・二〇メートルから 三五・三〇メートルまで	敷地の幅員
				四〇・五〇メートルまで	敷地の延長
					五二・四〇メートル

青森県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年五月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道 三三八号	上北郡六ヶ所村大字泊字川原七八九の三から 上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一四九の四まで	平成二〇一〇年六月
	上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一から 上北郡六ヶ所村大字泊字川原五三七の一まで	"

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

主要農作物奨励品種の指定

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三条第一項の規定により主要農作物の奨励品種を指定したので、同規程第四条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 種類の名称 水稻

二 品種の名称 「青系糯一六〇号」

三 品種の来歴

「青系糯一六〇号」は、「青系糯一四一号」を母とし「青系一三六号」を父として交配した雑種の後代から育成された。平成十一年に青森県農業試験場（現 地方独立行政法人 青森県産業技術センター 農林総合研究所）において人工交配を行い、同年温室で雑種第一代を栽培し、平成十二年には雑種第二代から雑種第三代までの二世代を温室で栽培した。平成十三年に雑種第四代で個体選抜を行い、平成十四年（雑種第五代）以降は系統として栽培し、選抜を繰り返し固定を図ってきた。平成十五年から平成十六年まで生産力検定試験及び特性検定試験等に供し有望と認められたので、「青系糯一六〇号」の地方番号を付し、平成十七年からはあおもり米優良品種選定試験に供し県内の地域適応性を検定してきた。平成二十年で雑種第十一代である。

四 品種の特性の概要

1 形態的特性

(一) 移植時の苗丈は「ユキミモチ」より長く、「アネコモチ」よりやや長く、苗の葉色は「ユキミモチ」より淡く、「アネコモチ」よりやや淡い。
(二) 生育初期の草丈は「ユキミモチ」よりやや長く、「アネコモチ」並であり、茎数は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並である。葉色は、「ユキミモチ」よりやや淡く、「アネコモチ」並である。

(三) 稈長は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並かやや短く、穂長は「ユキミモチ」並で、「アネコモチ」よりやや短く、穂数は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並である。止葉は、「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並に長く、直立する。

(四) 稈の太さは「ユキミモチ」並であり、倒伏抵抗性は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並の「強」である。

(五) 穂の粒着密度は、「ユキミモチ」並の「密」である。芒は、「ユキミモチ」よりやや多い。籾の穎色は「黄白」、ふ先色は「褐」である。

2 生態的特性

(一) 出穂期は、「ユキミモチ」並で、「アネコモチ」より一日程度遅い。成熟期は、「ユキミモチ」並で、「アネコモチ」より三日程度遅い。「中生の早」に属する糯種である。

(二) 障害型耐冷性は、「ユキミモチ」より強いが、「アネコモチ」より弱い「やや強」である。

(三) いもち病抵抗性は、葉いもちが「強」、穂いもちが「やや強」で、いずれも「ユキミモチ」及び「アネコモチ」より強い。

(四) 穂発芽性は、「ユキミモチ」及び「アネコモチ」より発芽しにくい「中」である。

(五) 収量性は、「ユキミモチ」より高く、「アネコモチ」並かやや高い。

3 品質及び食味特性

(一) 玄米の粒長は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」よりやや長く、粒幅及び粒厚は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並である。玄米千粒重は、「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並かやや重い。

(二) 玄米品質は、「ユキミモチ」に優り、「アネコモチ」並かやや優る「上中」である。

(三) 搗精時間は「アネコモチ」並であり、適搗精歩合は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並である。適搗精時の胚芽残存率は、「ユキミモチ」よりやや低い。搗精時の碎粒歩合は、「ユキミモチ」より明らかに低く、「アネコモチ」並かやや低く、搗精による碎米の発生は少ない。

(四) 白米タンパク質含量は「ユキミモチ」及び「アネコモチ」並であり、つき餅の食味は「ユキミモチ」並の「上中」である。

(五) 餅の硬化速度は「アネコモチ」より遅いが「ユキミモチ」より早く、「ユキ

4 「ミモチ」及び「アネコモチ」より煮くずれにくい。
栽培適地
津軽中央地帯、津軽西北地帯、南部平野地帯（海岸・山間冷涼地帯を除く。）

5 栽培上の留意点

(一) 苗は「ユキミモチ」よりやや長く伸びやすいので、温度管理や水管理に留意し、健苗育成に努める。

(二) 多肥栽培は、食味や品質の低下を招くので避ける。

(三) 障害型耐冷性は「やや強」であるが、幼穂形成期以降の低温時には深水管理を行い幼穂を保温する。

五 指定の理由

「青系糯一六〇号」は、「ユキミモチ」より、耐冷性、いもち病抵抗性、穂発芽性、収量性、品質などの栽培特性が優れているほか、餅加工業者からの評価も良好であることから、奨励品種に指定し、県産糯米の安定生産と需要拡大を図る。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「ユキミモチ」

3 指定の取消しの理由

平成三年八月に奨励品種に指定されたが、「青系糯一六〇号」を奨励品種に指定することにより代替が可能であるため。

二 種類の名称 水稻

2 品種の名称 「ゆめあかり」

3 指定の取消しの理由

平成十一年一月に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも見込まれないため。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、増地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年四月七日から同年五月八日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

藤崎町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年四月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社八戸サンロード

二 代表者の氏名 池田 秀雄

三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目二の二九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第三〇〇二二三号

五 取消年月日 平成二十一年三月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年六月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭